

土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

1. 制定の背景

近年、犯罪等が後を絶たず、その結果生まれた多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現実があります。

犯罪被害者やそのご家族の視点に立ち、一日も早くその心身に受けた影響から回復し、平穏な生活に戻ることができるよう、国や県、関係機関と協力し、適切な支援を行うため、本市では、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、土浦市犯罪被害者等支援条例の制定を予定しております。

2. 条例（案）の概要

<p>(1) 第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（基本理念）</p>	<p>『目的、基本理念』 本条例は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。 『定義』 「犯罪被害者等」、「二次的被害等」ほか、被害者支援にかかる用語の定義を定める。</p>
<p>(2) 第4条（市の責務） 第5条（市民の責務） 第6条（事業者の責務）</p>	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携や協力に努める等、支援体制にかかる市の責務を定める。・犯罪被害者等への支援の必要性の理解を深める等、市民及び事業者の責務を定める。
<p>(3) 第7条 (相談及び情報の提供等)</p>	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう相談、情報の提供等を行う。・犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うための総合窓口を設置する。
<p>(4) 【具体的支援内容】 第8条（経済的負担の軽減） 第9条（心理的外傷からの回復に向けた支援） 第10条（居住の安定に向けた支援） 第11条（法律相談の支援）</p>	<p>『経済的支援』 犯罪被害者等への経済的負担の軽減として見舞金等の経済的支援を行う。 『医療的支援』 犯罪等により心身が受けた影響からの早期の回復又は軽減を図るための必要な支援を行う。 『住居支援』 犯罪被害者等に対し、一時的な居住の提供等、必要な支援を行う。</p>

	<p>『法的支援』</p> <p>弁護士による相談体制を充実し、犯罪被害者等に対して必要な措置を講じる。</p>
(5) 第12条（安全の確保）	犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止するため個人情報の適切な取り扱い等を定める。
(6) 【二次的被害防止に向けた施策】 第13条（人材の育成） 第14条（市民等及び事業者の理解促進） 第15条（教育活動の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援を適切に行うため、人材の育成及び資質の向上を図る。 ・犯罪被害者等の名誉又は生活への配慮等について、市民等及び事業者の理解促進のための施策を講じる。 ・犯罪被害者等への二次的被害の防止のため、学校、家庭等と連携し、教育活動を推進する。
(7) 第16条 (市内に住所を有しない犯罪等による犯罪被害者等の支援)	市外に住所を有したものが犯罪被害者となった場合、他の地方公共団体と連携・協力し救済する。
(8) 第17条 (民間支援団体への支援)	民間支援団体に対し、情報の提供等、必要な支援を行う。
(9) 第18条（意見等の把握）	犯罪被害者等への適切な支援を行うため、意見等を把握するよう努める。
(10) 第19条 (支援を行わないことができる場合)	犯罪被害者等に対する支援を行わない場合の要件を定める。
(11) 第20条（委任）	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

3. 施行期日 令和8年4月1日